

**「旧吉田茂邸の新たな魅力創出に向けた民間事業者との連携モデル実証事業」に対する
質問への回答**

「旧吉田茂邸の新たな魅力創出に向けた民間事業者との連携モデル実証事業」の募集要項等に対しての質問に、次のとおり回答します。なお、質問内容が重複している場合は、ひとつにまとめて回答しています。

担当：生涯学習課 郷土資料館 (0463-61-4700)

質問内容	回答
<p>募集要項 第1 事業の概要 2 応募資格要件</p> <p>事業パートナーは個人事業主でも良いのか。 事業パートナーは法人と個人事業主のグループでも良いのか。</p>	<p>本事業では、個人事業主のみでのご応募や、法人と個人事業主のグループでのご応募は受け付けておりません。</p>
<p>募集要項 第1 事業の概要 4 事業施設の概要 (3) 配膳室の仕様</p> <p>想定する業務内容の部分に「飲食業務」とあるが、保健所の許可等は下りているのか。</p> <p>また、具体的にどの許可が下りているのかご教示を賜りたい。許可がない場合は改装が可能か。可能な場合は事業パートナーが行うのか。</p>	<p>現時点では保健所からの許可は得ていません。保健所からの許可は、事業パートナーの選定後、事業パートナー自身で行うこととします。また、改装が必要な場合は、事業パートナーの選定後、大磯町と協議の上、旧吉田茂邸の景観を損ねないことを条件に、事業パートナーの全額費用負担において行うこととします。</p>
<p>募集要項 第1 事業の概要 4 事業施設の概要 (5) 一般公開日及び開館時間について</p> <p>一般公開日の日に例えばローズルームのみを借りるというようなことは可能なのか。(例)一般公開の日にローズルームで喫茶営業をする、金の間で写真を掲示するなど)</p> <p>もしくは、イの「一般公開をしない日」に限るのか。</p>	<p>通常、一般公開日にローズルーム、金の間等の公開している部屋を貸し出しすることはできません。ただし、本事業においては、通常の博物館運営を損なわないことを条件として、喫茶営業等でローズルームを活用することや、金の間に写真を掲示することは可能です。</p>

<p>募集要項</p> <p>第1 事業の概要</p> <p>5 想定する事業内容</p> <p>(2) 想定する事業内容</p> <p>「イ オリジナルグッズ開発業務」の開発を行った際、販売は旧吉田茂邸内に限るのか。町内の施設や店舗等での販売は可能か。</p>	<p>募集要項第1の6に定める事業期間内は、販売場所は旧吉田茂邸内のみとします。事業期間以降については、事業パートナー選定後、大磯町と事業パートナーとの協議の上、決定します。</p>
<p>募集要項</p> <p>第1 事業の概要</p> <p>6 事業期間</p> <p>令和6年4月26日（金）から令和7年3月31日（月）までの事業期間中、例えば飲食事業等の実施形態はどのような形が考えられるか。</p> <p>例) ①一般公開日のみ単発 ②一般公開日常駐 ③休館日（月）のみ</p>	<p>飲食事業等の場合、一般公開日での単発実施や、一般公開日の常駐実施が望ましいですが、募集要項第1の2に記す本事業の目的にふさわしい事業内容であれば、休館日（毎週月曜日）のみの実施も考えられます。</p>
<p>募集要項</p> <p>第1 事業の概要</p> <p>4 事業施設の概要</p> <p>(6) 観覧料について</p> <p>1日イベント等を行う際、「観覧料（参加者人数分）+事業パートナーの収益の一部」を大磯町に支払うという認識で間違いないか。</p> <p>物販のみや飲食のみの場合も観覧料は必要か。</p>	<p>本件につきましては、「募集要項/第1 事業の概要/7 事業パートナーの支出」に対するご質問と承知し、下記のとおり回答いたします。</p> <p>イベントの実施日が一般公開日の場合、事業パートナーが大磯町に納付するのは、事業パートナー選定後の協議において決定した金額となります。観覧料については、原則として観覧者自身が負担するものであり、事業パートナーが負担する必要はありません。</p> <p>物販のみや飲食のみの場合についても、一般公開日での実施であれば、原則として観覧者から観覧料を徴収します。</p> <p>ただし、一般公開しない日の月曜日にイベントを実施する場合は、事業パートナー選定後の協議において決定した金額と併せて、大磯町郷土資料館条例第9条の3に定める施設使用料金を大磯町へ納付します。その場合は、観覧料は必要ありません。</p>

<p>物販商品の製造販売を希望しています。販売の際手数料などはありますか。</p>	<p>大磯町に対する手数料は発生しません。ただし、既存の著作物等を二次利用した場合、著作権者に対して著作物使用料金を収めなければならない場合があります。</p>
<p>現在事業としてデザイン、商品製造、販売、ライセンスの管理を行っています。吉田茂邸の商品化デザインをして、そのデザインを著作物として管理、販売することは可能でしょうか？</p>	<p>選定された事業パートナーにより商品化デザインされたものの著作権は、大磯町に帰属することを想定しています。詳細については、事業パートナー選定後、大磯町と事業パートナーとの協議の上、決定します。</p>
<p>著作物が大磯町の管理になった際著作物の権利はどこに行きますでしょうか？</p>	<p>著作物が大磯町の管理になった際の著作物の権利については、事業パートナー選定後、大磯町と事業パートナーとの協議の上、決定します。</p>
<p>連携モデル実証事業の予算は大磯町でとっていますでしょうか。</p>	<p>本事業に係る予算はありません。本事業に係る諸費用は、事業パートナーの全額負担とします。</p>

令和6年2月10日
大磯町教育委員会